農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案　新旧対照条文　目次

○　農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十四号）・・・・・・・1
○　食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）・・・・・・・・・・2

○　農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
（都道府県知事又は指定都市の長の行う命令の内容の報告） 第十一条　（略）	（都道府県知事の行う命令の内容の報告） 第十一条　（略）

○　食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
（都道府県知事等の行う指示の内容等の報告） 第四条　（略） ２　令第六条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。 一　報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所 二　報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った年月日 三　報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問に係る食品の種類 四　報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問の結果 五　（略） （削る）	（都道府県知事等の行う指示の内容等の報告） 第四条　（略） ２　令第六条第四項の規定による報告のうち同条第一項第三号に掲げる事務（特定食品関連事業者以外の食品関連事業者に関するものに限る。）に係るものについては、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。 一　報告の徴収又は物件の提出の要求を行った食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 二　報告の徴収又は物件の提出の要求を行った年月日 三　報告の徴収又は物件の提出の要求に係る食品の種類 四　報告の徴収又は物件の提出の要求の結果 五　（略） ３　令第六条第四項の規定による報告のうち同条第一項第四号に掲げる事

務（特定食品関連事業者以外の食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に関するものに限る。）に係るものについては、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

一～五　（略）

4　令第六条第四項の規定による報告のうち同条第一項第五号に掲げる事務（特定食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関するものに限る。）に係るものについては、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

一～五　（略）

5～10　（略）

（削る）

3～8　（略）